

東京都立拝島高等学校いじめ防止基本方針

令和 4 年 4 月 1 日
校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

拝島高等学校は、いじめのない安全安心な学校を目指す。

いじめは、どの学校でも起こりうるという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組み、「安全・安心」な学校づくりを推進する。

(1) 「いじめは絶対に許さない」という学校づくりの推進

学習活動をはじめ、各種活動に落ち着いて取り組める「安全・安心な学校」を目指す。

(2) 相談体制の充実

生徒がスクールカウンセラー、担任、部活動の顧問に相談できる体制づくりをする。

(3) 組織的対応

いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、生活指導部、「学校いじめ対策委員会」、「学校サポートチーム」を中心に、保護者、地域の関係機関との連携を図りながら、組織的に対応する。

(4) 教職員の指導力の向上

いじめ問題に適切に対応できるよう、研修を通して指導力を高める。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本的な考えにのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

「いじめ防止対策推進法第22条」に基づき、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うために設置する。

イ 所掌事項

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催
- ・スクールカウンセラーによる全員面接や相談等の状況把握
- ・いじめに関する各実態調査の企画・結果集約・分析の実施
- ・情報に基づく対応方針の策定、学校いじめ防止委員会を中心とした役割分担の策定。
- ・重大事態への対処としての関係諸機関への報告と連携

ウ 会議

学校の状況を把握するため年４回（４月・６(7)月・１１(12)月・２(3)月）定期的に実施する。

エ 委員構成

委員長 校長

副委員長 副校長

委員 生活指導部主任、生活指導部（２名）、学年担当（３名）、養護教諭、
スクールカウンセラー

計１０名

（２）学校サポートチーム

ア 設置の目的

問題行動への効果的な対応と未然防止を図り、学校、家庭、関係機関が一体となった取り組みを進めるために、生活指導部内に設置する。

イ 所掌事項

- ・学校いじめ対策委員会への助言・支援
- ・学校の状況及び課題等の共通理解
- ・対応の重点的基本方針の設定及び実施
- ・生徒の変容の共通理解とその後の対応方針を策定

ウ 会議

年３回（各学期１回 ６月・１１月・２月）に実施する。その他、学校の状況に応じ、適宜会議を開催する。

エ 委員構成

委員長 校長

副委員長 副校長

外部委員 学校運営連絡協議会委員（人権関係、青少年育成関係の２名）
スクールサポーター（昭島警察署）

内部委員 生活指導主任、生活指導部教員（２名）、養護教諭、スクールカウンセラー

計１０名

４ 段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

ア 年３回（各学期１回）「いじめアンケート」を作成、活用し、いじめの未然防止・早期発見につなげる。

イ 年３回（各学期の初め）、総合的な探求の時間及び人間と社会の時間、HR等を活用して、いじめに関する授業を実施する。

ウ 学校サポートチームとの定期的な連絡会議を開催する。

エ 学校評価による検証と基本方針の見直しをする。

（２）早期発見のための取組

ア 年３回の「いじめアンケート」を集約し、学校いじめ防止委員会において結果を分析する。

- イ スクールカウンセラーによる「全員面接」を4月に実施する。
また、カウンセラー相談日を活用し、継続していじめの未然防止・早期発見に努める。
- ウ 生活指導部専従職員・学年による登校時の昇降口入口における、挨拶や声掛けなどの「登校指導」を行ない、生徒の心身の状況を観察する。
- エ 教員における昼休み等の校内巡回を行い生徒の生活行動について把握し、生徒の心身の状況を観察する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめの実態調査等を通じて把握した情報等に基づき、適宜、学校いじめ対策委員会の会議を招集し、迅速に解決のための対応方針を策定する。
- イ 学校いじめ対策委員会は、いじめの迅速で組織的な解決のため、対応方針に基づき、教職員全体で情報の共有を図るとともに、被害生徒への支援、加害生徒への指導、いじめを伝えてくれた生徒、周囲の生徒へのケアについて、教職員の役割分担を明確化する。
- ウ 被害生徒に対しては、第一に安全確保を図り、心理的ケアを行うため、学校いじめ対策委員会を中心とした複数の教員による声掛けや、状況観察などを通じて、支援を行う。授業については、別室や保健室等での対応も考慮する。また、特に心理的ケアについてはスクールカウンセラーによる指導も充実させ心理的ストレスなどの軽減を図る。あわせて、被害生徒の保護者に対しても支援を行う。
- エ 加害生徒に対しては、いじめをやめさせ、再発防止のための指導を、学校いじめ対策委員会を中心とした複数の教員において、組織的、継続的な観察・指導を行う。
指導や授業については、別室や保健室等での対応も考慮する。
- オ いじめを伝えてくれた生徒に対しては、第一に安全確保を図り、学校いじめ対策委員会を核とした複数の教員で、声掛けや状況観察などを通して、継続的に見守っていく。
- カ いじめの状況に応じて、適宜、学校サポートチームや保護者の協力も求め、組織的に対応する。特に暴行や金銭強要等の犯罪行為や生徒虐待が疑われる場合には、警察や児童相談所の協力も仰ぎ、対応を協議する。

(4) 重大事態への対処

- ア 重大事態の発生等については、東京都教育委員会に速やかに報告し、東京都教育委員会や重大事態調査委員会と一体となって対応する。状況に応じて、臨床心理士等の派遣を東京都教育委員会に依頼したり、東京都教育相談センターに設置している「いじめ等問題解決支援チーム」を積極的に活用したりする。
- イ 被害生徒については、学校いじめ対策委員会を核とした複数の教員による、継続的な見守る体制を構築する。また、スクールカウンセラーと協力し、被害生徒、保護者の精神的ケアを行う。授業も含めたケア等については別室や保健室等での対応も考慮する。
- ウ 加害生徒について、被害生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪的行為が行われていることが疑われる場合、被害生徒を守るとともに、周囲の生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに学校サポートチームを通じた警察等への相談・通報を行う。
- エ 学校いじめ対策委員会において加害生徒への懲戒や出席停止を検討する。
- オ いじめ対策緊急保護者会を開催し、保護者との情報の共有をする。

5 教職員研修計画

- (1) 必要に応じて、いじめに関する教職員対象の研修会を実施する。
- (2) 年3回のふれあい（いじめ防止強化）月間において、「ふれあい月間実践シート」を全教員に配布し、いじめ防止のための具体的な取り組みに関して確認し、意識喚起を行う。

6 保護者との連携に関する方策

- (1) いじめと疑われる事案が発生した際、すみやかに家庭へ情報を提供できるよう、日頃から学級等で連絡体制を整える。
- (2) 年間行事であらかじめ計画された保護者会において、学校と保護者相互の情報交換を行い、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会により、昭島市自治会、昭島市などの関係機関との連携を推進する。
- (2) 学校サポートチームをとおして、地域の関係機関である警察等との連携を図る。
- (3) 地域の中学校で定期的に行われる、「昭島市補導連絡会」に生活指導主任が参加し、いじめに関する情報交換を行い、連携を図る。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケート（生徒・保護者・地域・教員）において、いじめ防止等に関する項目を設定し、調査を行う。
- (2) 年度末の学校サポートチーム会議において、学校運営連絡協議会・企画調整会議・職員会議での調査結果の分析を受け、その年度のいじめ防止等に関する学校評価の総括を行う。
- (3) 年度末の学校サポートチーム会議において、いじめ防止等に関する学校評価アンケートの総括をもとに、次年度のいじめ防止基本方針の改善について検討する。

※いじめ対策推進法第28条に規定されている「重大事態」の定義

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（例えば、○児童生徒が自殺を企図した場合、○身体に重大な傷害を負った場合、○金品等に重大な被害を被った場合、○精神性の疾患を発症した場合など）
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している等の場合には、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時には、その時点で、学校は「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査に当たる。）